

第2編

健康で笑顔あふれる、 ふれあい、支えあいのまち

互いに人権を尊重し、平和で心豊かに暮らせる社会の実現と、誰もが住み慣れた地域とともに支えあい、生き活きと安心して暮らせる地域福祉の向上を目指したまちづくりをすすめます。

また、市民が生涯を通じて健康を維持・増進できるよう、保健・医療・福祉施策の充実に努めます。

第1編 みんなで担う公共と協働のまち

第3編 生き活きと子どもが育ち、学びが豊かな心を育むまち

第4編 安心・快適で、地域の多様性を活かしたまち

第5編 魅力あふれる産業でにぎわう活力あるまち

第6編 一人ひとりが育てる、人と自然が豊かにつながるまち

第2編の内容

第2編 健康で笑顔あふれる、ふれあい、支えあいのまち

第1章 誰もが心豊かに暮らせる市民生活の推進

第1節（施策08） 一人ひとりが尊重される地域社会の構築

第2節（施策09） 暮らしの相談・支援の充実

第3節（施策10） 社会保障制度の適正な運用

第2章 誰もが生きがいを持ち安心できる地域づくり

第1節（施策11） 人とひととが支えあう地域福祉の推進

第2節（施策12） 障害者への支援

第3節（施策13） 高齢者への支援

第3章 保健医療の充実

第1節（施策14） 健康の維持・増進

第2節（施策15） 保健衛生の充実

第3節（施策16） 地域医療の充実

一人ひとりが尊重される地域社会の構築

目指す姿

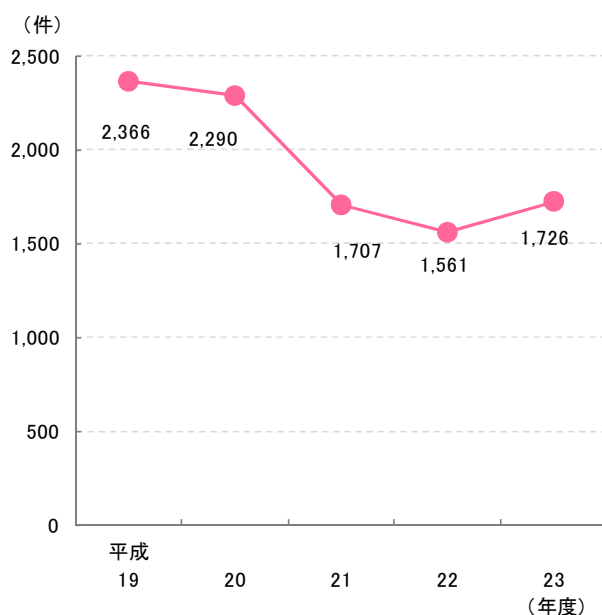
平和の大切さや尊さが継承され、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、社会の一員としてあらゆることに参加でき、誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 戦争の悲惨さを風化させないために、平和の大切さや尊さを次の世代へ継承していくことが求められています。
- 誰もが心豊かに暮らすためには、人権尊重や権利擁護の意識が広く浸透し、様々な差別や偏見がなくなることが大切です。
- 男女共同参画社会の推進については、啓発活動などにより認識はすすみつつありますが、性別による固定的役割分担意識は依然として社会のあらゆる分野で根強く残っています。
- 仕事や家庭、地域などへのかかわりが多様化する中で、誰もが仕事と仕事以外の生活のそれぞれの分野にバランスよく携われることが必要です。
- 暴力は性別や間柄を問わず決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力（DV）の根絶に向けた取組が求められています。

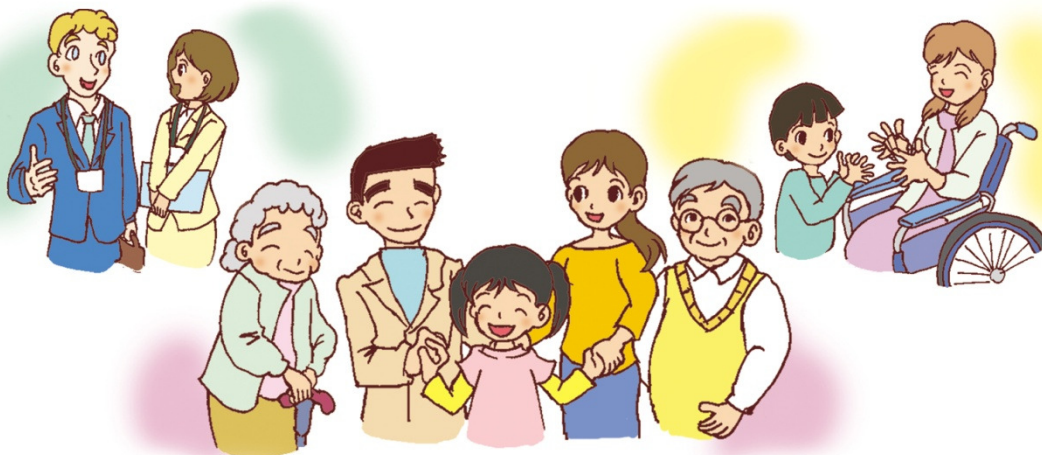
データ

男女共同参画センターにおける女性のための相談件数



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、
男女が共に生きるまち八王子プラン（第2次）、
障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 平和・人権意識の醸成

- 世界連邦平和都市宣言・八王子市非核平和都市宣言に基づき、恒久平和の大切さや尊さを次世代へ継承していくための取組を行います。
- 基本的人権の意識を普及するための啓発活動をすすめます。

2 誰もが平等に安心して暮らせる社会の推進

- 誰もが互いに人格と個性を尊重し、思いやりを持ってともに安心して暮らすことができるよう啓発活動をすすめます。
- 認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない人の権利が守られ、地域で安心して生活できるよう支援を行います。

3 男女共同参画社会の推進

- 男女が互いに尊重し合い、ともに個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の推進に向け、啓発活動を積極的に行うとともに、あらゆる分野において男女が参画しやすい環境づくりをすすめます。
- 男女がともに多様な生き方を選択でき、仕事も生活も充実できるよう「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」の実現に向けた取組を行います。
- 配偶者等からの暴力（DV）について、社会的な理解を深めるとともに、関係機関との連携を強化することで適切に被害者を支援します。



行政の役割

- ◇ 平和について学ぶ機会の提供
- ◇ 誰もが基本的人権を尊重され平等に暮らせる環境づくり
- ◇ 男女がともに社会に参画できる意識啓発と環境づくり
- ◇ ワークライフバランスの推進



市民への期待

- ◇ 平和の大切さを忘れない
- ◇ 個人を尊重し相手の立場になって人と接する
- ◇ 仕事と家庭の時間・自分の時間のバランスを保つ
- ◇ 雇用や登用における男女差解消を推進する（事業者）

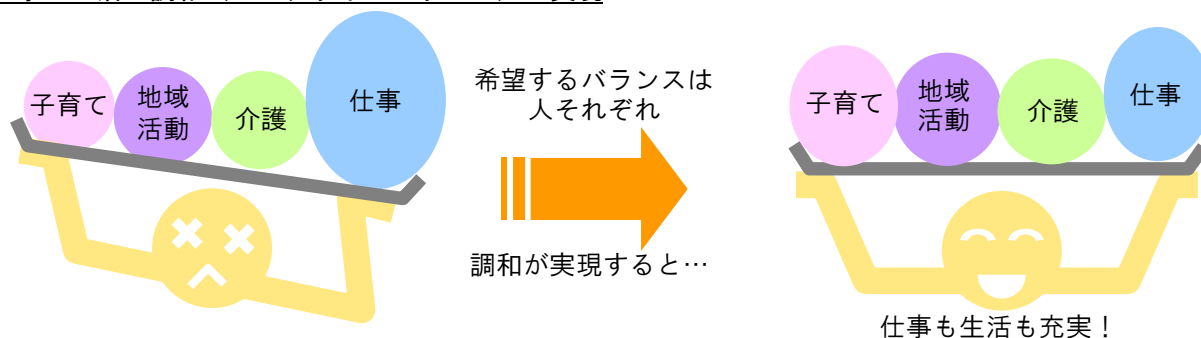
目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
平和に関する事業への参加者数	6,090 人/年 (平成 24 年度)	8,000 人/年	10,000 人/年
仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を実現している市民の割合	17.8% (平成 24 年度)	30%	40%

平和に対する意識の度合いをはかる指標です。平和の大切さや尊さを継承するための事業への参加者数の増加を目指します。

ワークライフバランス推進の度合いをはかる指標です。生活の中で仕事や子育て、介護、地域活動などの優先度が本人の希望と一致している市民の増加を目指します。

■仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現



暮らしの相談・支援の充実

目指す姿

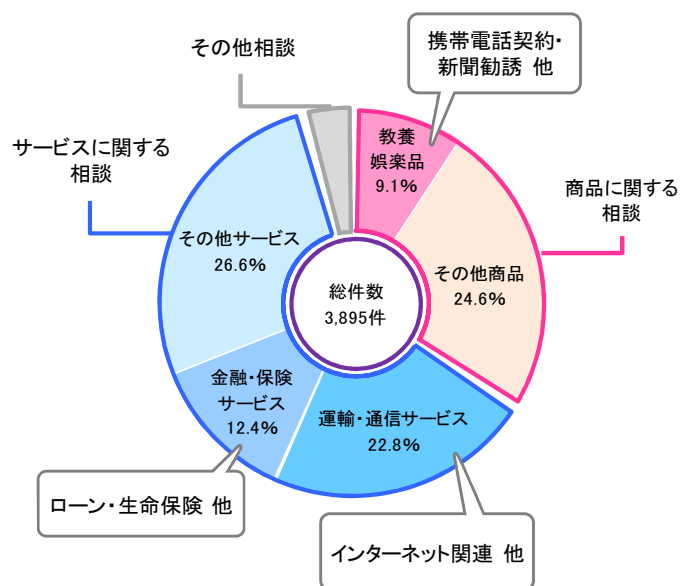
消費生活・法律・福祉などの市民の日常生活における相談体制や支援が充実し、誰にでも分かりやすい情報が適切に提供され、誰もが安心して暮らしています。

現状・課題

- 日常生活における悩みが多様化・複雑化しています。スムーズな解決をはかるため、専門機関と連携した取組が必要です。
- 景気の低迷や雇用情勢の悪化などにより経済的な困難を抱えている市民に対し、生活の安定や回復などに関する相談支援の充実が求められています。
- ICT化の推進は多くの人の利便性を向上する一方で、情報の取得方法や発信方法が複雑化し、高齢者や障害者などが容易に情報を活用したり発信することが困難な状況となっている場合もあります。
- 市の消費者相談の窓口には毎年約4,000件の相談が寄せられています。商品・サービスの取引形態がますます多様化・複雑化する中で、消費者の知識や認識などが追いつかず被害にあうリスクが高まっています。
- 10年前に比べて外国人市民が増えています。日本語によるコミュニケーションがうまくいかないことや生活習慣の違いなどにより、外国人市民が日常生活に困難さを感じている場合があります。

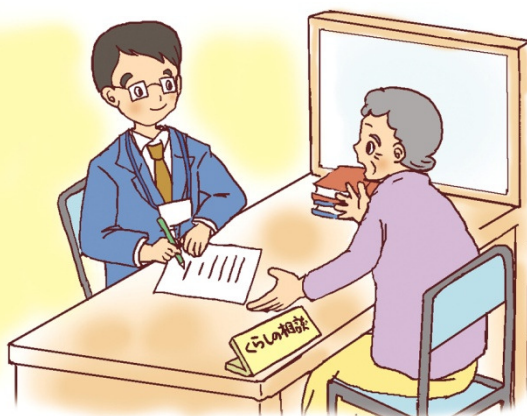
データ

消費者相談の内容内訳



関連する個別計画・条例

地域福祉計画、消費生活基本計画、地域情報化計画、多文化共生推進プラン、消費生活条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 暮らしの相談・支援の充実

- 専門機関と連携し、日常生活における問題やトラブルなどについて身近で相談できる体制や支援の充実に努めます。
- 関係機関との連携を強化し、低所得者などに対する生活安定のための相談体制や支援の充実に努めます。
- 市営斎場や霊園について、適切な管理運営を行います。

2 誰にでも分かりやすい情報提供

- 高齢者や障害者などに配慮しながら、誰にでも等しく分かりやすい情報環境を整えます。

3 安全・安心な消費生活の推進

- 安全・安心な消費生活を確保するため、関係機関とのネットワークづくりをすすめるとともに、市民・事業者に対する効果的な情報提供や啓発を行います。
- 様々な機関と連携し、消費者教育の機会を提供することにより自立した消費者となるよう支援します。
- 悪質商法被害の未然防止や、消費者トラブルの予防と解決に向けた相談支援の充実に努めます。

4 外国人市民への支援

- 多言語による生活情報の提供など、外国人市民へのコミュニケーション支援を行います。
- 外国人市民の就労や子育て・学習支援など、日常生活にかかわる相談等の支援を行います。
- 外国人市民と地域の人々がつながりを持ち、互いに理解を深めるための支援を行います。



行政の役割

- ◇ 専門機関との連携による相談体制の充実
- ◇ 誰もが入手しやすい情報環境の整備
- ◇ 自立した消費者を育成するための教育・啓発機会の充実と相談支援体制の強化
- ◇ 外国人市民に対する生活支援や地域とのコミュニケーション支援の実施



市民への期待

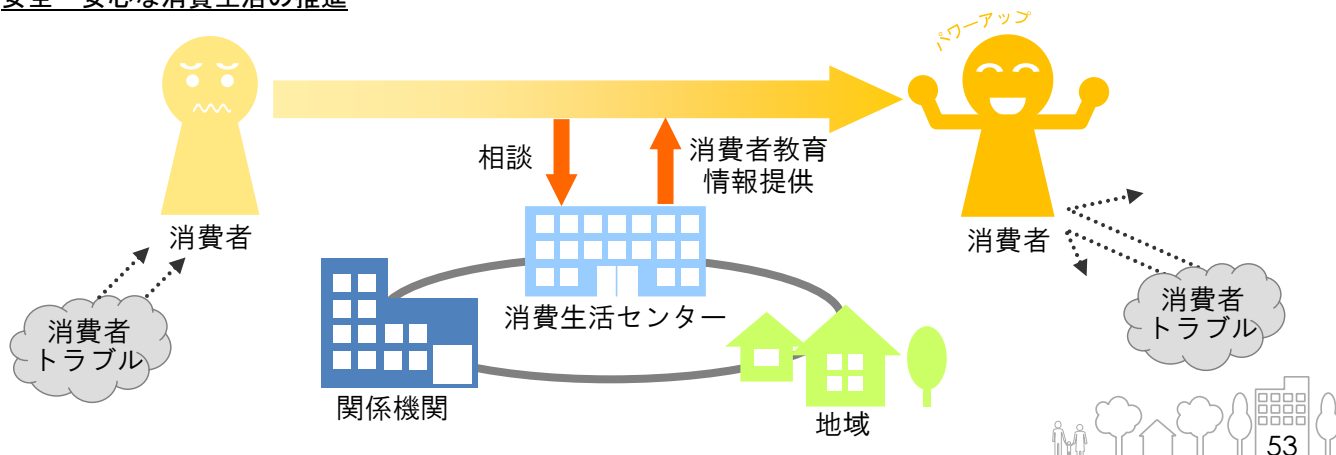
- ◇ 困ったときの相談先をあらかじめ把握しておき、一人で抱え込まずに相談する
- ◇ 日頃から暮らしの情報に目を向ける
- ◇ 悪質商法などの被害にあわないように注意する
- ◇ 地域の外国人と交流する機会を持つ

目標設定

施策に対する指標	現状値	目標値	
		平成 29 年度	平成 34 年度
相談の機会が充実していると感じている市民の割合	51.1% (平成 23 年度)	55%	60%

市が行っている様々な相談の充実度をはかる指標です。10 年後には 5 人に 3 人の方が充実していると感じていることを目標とします。

■安全・安心な消費生活の推進



社会保障制度の適正な運用

目指す姿

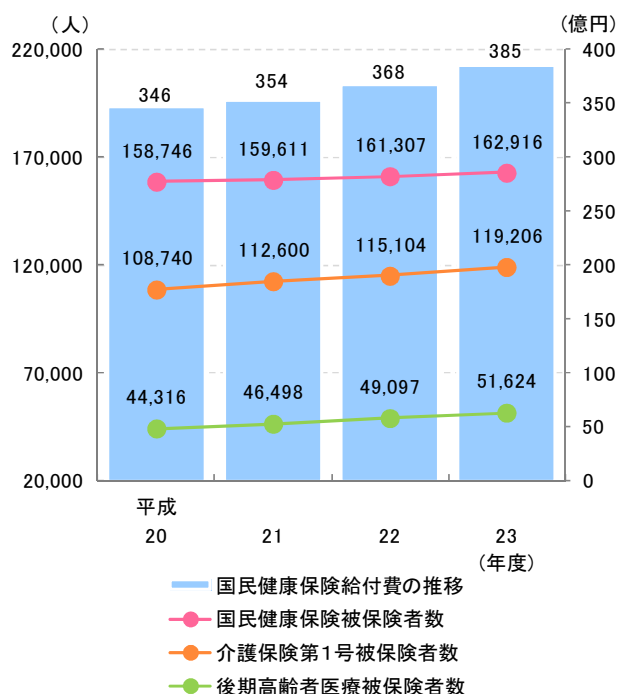
社会保障制度が理解され、健全に運営されることにより、市民が安心して暮らしています。

現状・課題

- 社会保障制度については、専門的で複雑な制度であるため、利用者にとって分かりにくくなっています。
- 介護保険や国民健康保険などにおいては、高齢化などの影響により給付費が増大し、市財政への負担が大きくなっています。
- 国民健康保険については、医療費の増加に対し景気の低迷や雇用情勢の悪化などにより、保険税収入が増えないために、厳しい事業運営を強いられています。保険事業の安定した運営のためには、給付と負担のバランスを確保した健全な事業運営が求められています。
- 高齢化や景気の低迷などにより、生活保護の受給世帯が増加しています。なかでも失業などの理由で生活保護を受給している世帯の増加率が高く、就労支援など自立支援の対策が求められています。

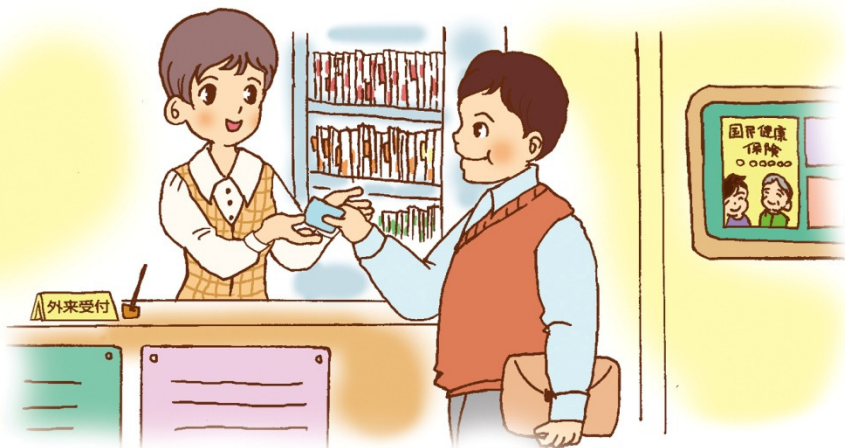
データ

■各被保険者数と国民健康保険給付費



関連する個別計画・条例

高齢者計画・第5期介護保険事業計画、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例、国民健康保険条例 など



施策の展開（課題解決に向けて必要なこと）

1 介護保険

- 財源の確保や収納率の向上に努めるとともに、事業者に対し適切な介護サービスの提供を指導するなど、健全な事業運営の確立と制度の啓発に努めます。

2 高齢者の医療制度

- 国の制度の動向を見据えながら、高齢者の医療制度の健全な事業運営の確立と制度の啓発に努めます。

3 国民健康保険

- 財源の確保や収納率の向上に努めるとともに、ジェネリック医薬品の使用促進など、医療保険全般にわたる啓発活動を推進し、健全な事業運営の確立に努めます。

4 国民年金

- 国民年金制度の円滑な運営のため、国の事業運営に対し協力・連携をはかり、制度の啓発に努めます。

5 生活保護

- 生活困窮世帯の生活実態を的確に把握し、生活保護制度を適正に運用します。
- 被保護世帯・被保護者が、生活を再構築するための経済的・社会的自立を支援します。
- 被保護世帯の子どもの健全育成のため、学習支援や進路相談などを行います。



行政の役割

- ◇各種制度の健全な事業運営と啓発
- ◇生活保護制度の被保護世帯に対する自立支援



市民への期待

- ◇税や制度の仕組みに関心を持つ
- ◇日頃から健康管理による病気の予防に努める
- ◇ジェネリック医薬品を利用する

■社会保障の役割

